

長崎県立高等学校臨時支援金補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号の規定により高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給されていない生徒に対し授業料相当の教育費を補助するため、予算の定めるところにより、長崎県立高等学校臨時支援金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、長崎県立高等学校に交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までに在学した期間のある生徒で、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校（修業年限が3年未満のものを除く。（以下「高等学校」という。））を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当しない者
- (4) 法第3条第2項第3号に該当することにより保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められなかった者、又はそれに相当するものと認められる者
- (5) 前号の規定は、就学支援金の認定申請又は収入状況届出を行い、当該年度の就学支援金に不支給の期間がある者とする。
- (6) 長崎県立高等学校学び直し支援金補助金実施要綱に基づく学び直し支援金支給対象とならない者

(補助の対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）を対象とする。

- 2 生徒に支給する補助金の額は、補助金の支給対象となる生徒が在学する高等学校の授業料等の年額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。但し、当該生徒が就学支援金の支給を受ける月の支給額を勘案して調整を行う場合等を除く。

(受給資格の認定)

第4条 補助金の申請にあたっては、補助金の支給を受けようとする生徒が、長崎県立高等学校臨時支援金受給資格認定申請書（様式第1号）に高等学校等就学支援金制度による認定情報等を添付（転学した生徒については就学支援金及び臨時支援金受給状況報告書（様式第2号）も添付）し、在学する高等学校の長（以下「校長」という。）を経由して別に定める日までに長崎県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 補助金を申請する前に退学、転学又は編入学（以下「転退学」という。）した生徒が補助金の支給を受けようとする場合は、転退学した高等学校に係る長崎県立高等学校臨時支援

金受給資格認定申請書（様式第 3 号）に高等学校等就学支援金制度による認定情報等を添付し、当該生徒が転退学をした元の高等学校を経由して別に定める日までに長崎県教育委員会へ提出しなければならない。

3 長崎県教育委員会は、前項の規定による認定申請書の提出があったときは、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定したうえ、当該校長に通知するものとする。

4 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式第 4 号又は様式第 5 号により生徒に通知しなければならない。

（臨時支援金の代理受領）

第 5 条 県は、補助金の支給対象となる生徒の同意を得たうえで、補助金の支給対象となる生徒に支給すべき補助金を当該生徒の授業料等に係る債権の弁済に充てることとし、そのことをもって当該生徒に対し、補助金の支給があったものとする。

（補助金の申請）

第 6 条 補助金の申請及び実績報告は、知事に対し、補助対象者である生徒に代わって、校長が行うこととする。

（申請書に添付すべき書類）

第 7 条 規則第 4 条の規定により申請書に添付すべき書類は、長崎県立高等学校臨時支援金補助金交付申請額内訳書（様式第 6 号）とする。

（交付決定）

第 8 条 校長は、県から交付決定通知書を受領した後、補助対象者である生徒に対して、長崎県立高等学校臨時支援金支給決定通知書（様式第 7 号）により通知する。

（変更申請）

第 9 条 規則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する変更承認の申請は、長崎県立高等学校臨時支援金補助金変更承認申請書（様式第 8 号）により行うものとし、添付すべき書類は、長崎県立高等学校臨時支援金補助金変更交付申請額内訳書（様式第 9 号）とする。

（変更交付決定）

第 10 条 校長は、県から変更交付決定通知書を受領した後、臨時支援金の支給額が変更となった生徒に対して、長崎県立高等学校臨時支援金変更支給決定通知書（様式第 10 号）により通知する。

（実績報告）

第 11 条 交付要綱第 6 条第 1 項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、長崎県立高等学校臨時支援金補助金実績報告額内訳書（様式第 11 号）とする。

（確定通知）

第 12 条 校長は、県から臨時支援金補助金確定通知書を受領した後、補助対象者である生徒に対して、長崎県立高等学校臨時支援金支給実績通知書（様式第 12 号）により通知する。

（補助金の交付）

第 13 条 補助金は概算払により交付することができる。

(交付手続き)

第 14 条 規則第 21 条の規定により、規則第 16 条第 1 項に規定する交付請求書の提出を省略する。

(その他)

第 15 条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(適用)

この実施要綱は、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第 3 条第 2 項関係）

	公立	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	118,800 円/年	—
高等学校 定時制	32,400 円/年	1,620 円 /単位 ※年間 18 単位まで
高等学校 通信制	—	100 円 /単位 ※年間 18 単位まで